

定 款 変 更 認 証 申 請 書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

（特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地）

（特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名 ㊦

電話番号

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

記

1 変更の内容

変更前	変更後

2 変更の理由

備考

- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 1には、変更しようとする定款の条文等について、変更前と変更後の内容を対照させて記載すること。
- この申請書には、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（法第25条第4項）〔1部〕及び変更後の定款（法第25条第4項）〔3部〕並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（当該定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。）（法第25条第4項）〔3部〕を添付すること。
- 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、3に掲げる書類のほか、次の書類も添付すること。
 - 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載したもの）（法第26条第2項）〔3部〕
 - 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（法第26条第2項）
 - 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は法第10条第1項7号の事業計画書、同項8号の活動予算書及び法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第34条第5項において準用する法第10条第1項7号の事業計画書、法第34条第5項にお

いて準用する法第10条第1項第8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録) (法第26条第2項)

5 認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第26条第1項の所轄庁の変更を伴う定款の変更の申請をする場合には、法第52条3項(法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により、3及び4に掲げる書類のほか、次の書類を添付すること。

- (1) 所轄庁に提出した法第44条第2項第1号の寄附者名簿の写し(仮認定特定非営利活動法人は、添付を要しない。)並びに同項第2号及び第3号に掲げる書類の写し(法第52条第3項)
- (2) 認定又は仮認定の通知書の写し(法第52条第3項)
- (3) 所轄庁に提出した直近の法第54条第2項第2号から第4号までに掲げる書類の写し(法第52条第3項)
- (4) 所轄庁に提出した直近の法第54条第3項及び第4項の書類の写し(法第52条第3項)